

(証券コード：7834)

平成27年12月10日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田一丁目8番13号

マ ル マ ン 株 式 会 社

代表取締役 出 山 泰 弘

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成27年12月25日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

日本教育会館 806号室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1. 第16期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4 その他株主総会招集に関する事項

- ① 代理人によるご出席の場合、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。その場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 議決権行使書面に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ③ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<http://www.maruman.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として併せて監査を受けております。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.maruman.co.jp/>) において周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、政府、日銀による経済政策及び金融緩和の効果により、企業収益に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移してまいりました。一方海外においては、中国や韓国をはじめ、これを取り巻くアジア新興国経済に減速感が見られるなど、景気の先行きに懸念すべき状況も現れております。

当社の属するゴルフ用品業界及び健康食品業界は、消費税導入後の個人消費の落ち込みと海外における新興国経済の減速や政情不安などにより停滞感が広がっており、ゴルフ用品市場は売上規模が前年を下回る状況となりました。

このような経営環境の中、当社グループは、ゴルフ関連事業においてブランドの選択と集中に注力するとともに、試打会活動等、顧客と直接接触する機会を広げることで最適な顧客サービスの提供に取り組んでまいりました。

健康食品関連事業では、禁煙関連商品の新商品を発売し市場への投入を図るとともに、サプリメント等の健康食品についてはインターネット販売による新たな販路の開拓にも力を入れております。

損益面においては、円安の進行により仕入価格が上昇しましたが、利益率の高い商品構成で原価率の改善を行うとともに、諸経費の削減に努め損益の改善を図りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が6,393百万円（前期比5.4%増）、営業利益が142百万円（前期は営業損失460百万円）、経常利益が38百万円（前期は経常損失494百万円）、当期純利益が42百万円（前期は当期純損失917百万円）となりました。

#### (国内ゴルフ事業)

国内ゴルフ事業は、当社グループの主力ブランドであるマジスティシリーズのフラッグシップモデル「マジスティプレステジオ The 8th」を中心に、シニアアスリート層にも対象を広げた「マジスティロイヤルブラック」によりブランドの強化と拡大を図りました。また、シャトルブランドから今

春発売したフェアウェイタイプの「シャトルダブルチタン」に続き、9月にはニュータイプのユーティリティ「シャトルUF」を発売し、シャトルブランドでの新規顧客の開拓を行っております。

しかし、円安の進行により原材料費が高騰したことで、商品構成の改良による原価率の改善が抑えられる結果となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高が2,654百万円（前期比2.1%増）、営業利益が29百万円（前期は営業損失156百万円）となりました。

#### （健康食品関連事業）

健康食品関連事業は、消費税増税後の市場が低調となっている中、プラセンタ及びココナッツオイルの売上が好調に推移し、全体の売上増加に寄与しました。また、禁煙関連商品から新商品「電子パイポ」を本年3月に発売し、コンビニエンスストア及びドラッグストア等を中心に、市場での導入拡大を図っております。

当連結会計年度の業績は、売上高が1,685百万円（前期比7.1%増）、営業利益が58百万円（前期比101.3%増）となりました。

#### （輸出関連事業）

輸出関連事業は、中国の国内経済の減速と中央政府による高級品の消費抑制政策等により中国及び香港でゴルフ用品を販売する連結子会社3社の業績が悪化しましたが、その他地域においてはマジスティシリーズの販売が好調で、マジスティブランドを中心とした商品構成により利益率が改善しました。

また、米国及び東南アジアの一部地域で新規取引を開始し、取引エリアの拡大を図りました。

当連結会計年度の業績は、売上高が1,681百万円（前期比12.9%増）、営業利益が82百万円（前期は営業損失321百万円）となりました。

#### （ゴルフ場運営事業）

ゴルフ場運営事業は、茨城県常陸太田市に「新・西山荘カントリー倶楽部」を保有し、ゴルフ場の運営を行っております。

当連結会計年度の業績は、売上高が387百万円（前期比7.2%減）、営業損失が24百万円（前期は営業損失8百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

①財務体質の強化

当社グループでは、過去に行った設備投資等の資金の借入により、有利子負債が増加いたしました。また、借入は特定の借入先に集中しており、有利子負債の圧縮と調達先の拡大が課題となっております。

当社グループでは、財務基盤の強化を図るため、コスト削減を一層進め、有利子負債の削減を図るとともに、取引銀行の拡大により安定した資金確保を行うよう努めてまいります。

②国内ゴルフ事業

国内ゴルフ用品市場は、ゴルファー及びゴルフ場の減少とともに市場規模が年々縮小し、供給の過剰が顕在化してきております。また供給の過剰は市場価格を不安定にし、安売りなどの処分販売につながる可能性があります。

当社グループでは、ブランドの選択と集中により適正な流通在庫を維持し、プロモーションの効果的な活動によりブランド力の強化を図っていくことが重要であると考えております。

③健康食品関連事業

健康食品市場は、競合他社の非常に多い事業領域であり、大手メーカーの圧倒的なマーケティング力により市場でのシェア獲得は、至難の状況にあります。

当社グループでは、禁煙パイポ、電子パイポ等競合他社が比較的少なく当社の得意とする分野でのシェア獲得を確実にするとともに、マーケティング部門を強化し美容系商品など消費者のニーズと流行を的確にとらえた商品開発を行っていくことが重要と考えております。

#### ④輸出関連事業

海外のゴルフ用品販売は、新興国を中心に市場が拡大してきており、当社グループでは今後海外市場への積極的な展開を重要な経営方針といたしております。

海外での販売は、主に現地代理店を通じて行っており、代理店との信頼関係が海外での販売及びブランド価値の維持・向上に重要な要素となっております。

当社グループは、海外代理店との信頼関係の醸成のため、海外担当スタッフを充実させて代理店との情報交換を緊密にするとともに、代理店の選定及び契約については慎重に調査・研究して進めていくことを重要な課題と考えております。

#### ⑤ゴルフ場運営事業

国内のゴルフ場は、プレイ料金の低下によって収入が減少傾向にあり、厳しい経営が続くことが予想されます。

当社グループでは、ゴルフ場経営の施設及びサービスの改善と向上に取り組む、より付加価値の高いゴルフ場とすることで、顧客満足の向上を図って行くことが重要と考えております。

#### ⑥継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において営業利益142百万円、経常利益38万円、当期純利益42百万円を計上しましたが、第13期（平成24年9月期）から第15期（平成26年9月期）までの連結会計年度において3期連続で当期純損失を計上し、利益剰余金は△1,367百万円となっております。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しておりますが、以下の経営改善策を実行中でその成果が現れつつあり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

##### 販売の回復と拡大

- ・ 利益率の高い商品開発（基礎研究の充実、ライフサイクル損益管理、開発リードタイムの短縮）
- ・ 新規取扱商品の拡大と充実した営業力及び販売ルートを背景とした積極的な市場導入
- ・ 市場動向に合わせた開発・製造体制の確立
- ・ 北米市場への再進出及び海外未取引地域の開拓
- ・ 健康食品等のネット販売の拡大
- ・ ブランディング活動の促進等マーケティングの強化

##### コスト削減

- ・ 内製化率の向上と製造原価及び物流経費の削減
- ・ 開発及び生産リードタイムの短縮と在庫削減
- ・ 人件費その他固定費の削減

##### 資金調達

- ・ 第三者割当等の資本の増強の検討
- ・ 取引先金融機関との良好な関係の維持

#### (5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第13期<br>(平成24年9月期) | 第14期<br>(平成25年9月期) | 第15期<br>(平成26年9月期) | 第16期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 6,532,916          | 6,298,393          | 6,065,515          | 6,393,787                       |
| 経 常 利 益 (千円)   | 12,267             | △540,569           | △494,547           | 38,143                          |
| 当 期 純 利 益 (千円) | △91,347            | △1,663,571         | △917,201           | 42,948                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | △8.60              | △146.35            | △75.00             | 3.51                            |
| 総 資 産 (千円)     | 6,975,900          | 5,702,413          | 4,803,963          | 4,690,711                       |
| 純 資 産 (千円)     | 2,657,336          | 1,402,496          | 516,385            | 561,840                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 250.11             | 114.69             | 42.23              | 45.85                           |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第13期<br>(平成24年9月期) | 第14期<br>(平成25年9月期) | 第15期<br>(平成26年9月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(平成27年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 6,372,336          | 5,825,355          | 5,621,790          | 5,948,369                     |
| 経 常 利 益 (千円)   | 67,531             | △300,351           | △627,802           | 98,549                        |
| 当 期 純 利 益 (千円) | △67,257            | △1,379,224         | △757,344           | 119,149                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | △6.33              | △121.33            | △61.93             | 9.74                          |
| 総 資 産 (千円)     | 6,567,180          | 5,484,144          | 4,623,855          | 4,645,830                     |
| 純 資 産 (千円)     | 2,341,536          | 1,277,497          | 518,404            | 645,844                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 220.39             | 104.47             | 42.39              | 52.71                         |

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。また、期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

4. 第13期、第14期におきまして、過年度誤謬訂正を行いましたので、訂正後の金額を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金         | 当社出資比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容   |
|-------------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 合同会社西山荘C.C.マネジメント       | (百万円) 3       | 100           | ゴルフ場運営事業        |
| 丸 万 ( 香 港 ) 有 限 公 司     | (千香港ドル) 5,132 | 100           | 持株会社、及びゴルフ用品の販売 |
| 丸万(上海)体育用品貿易有限公司        | (千米国ドル) 630   | 100           | ゴルフ用品の販売        |
| 丸 万 ( 北 京 ) 商 貿 有 限 公 司 | (千米国ドル) 1,200 | 100           | ゴルフ用品の販売        |

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(8) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

当社グループは、「健康」をキーワードとして、ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品、禁煙パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品の企画・開発・製造・販売・輸出入及びゴルフ場の運営を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 国内ゴルフ事業

主な製品は、ゴルフクラブ、ゴルフ用品等で、当社が開発・製造し、国内市場での販売を行っております。

② 健康食品関連事業

主な製品は、健康食品（サプリメント）、禁煙パイポ等で、当社が開発販売する他、海外については海外販売代理店を通じて販売いたしております。

③ 輸出関連事業

主な製品は、ゴルフクラブ等で、当社が開発・製造し、海外の子会社3社、関連会社1社及び海外販売代理店に販売（輸出）いたしております。

④ ゴルフ場運営事業

子会社の合同会社西山荘C.C.マネジメントが、茨城県常陸太田市にゴルフ場「新・西山荘カントリー倶楽部」を保有し、運営いたしております。

(9) 主要な営業所（平成27年9月30日現在）

① 当社の主な営業所

| 事業所       | 所在地      | 事業所    | 所在地      |
|-----------|----------|--------|----------|
| 本社        | 東京都 千代田区 | 東京支店   | 東京都 千代田区 |
| 工場        | 東京都 荒川区  | 東京第二支店 | 神奈川県 横浜市 |
| 宇都宮物流センター | 栃木県 宇都宮市 | 名古屋支店  | 愛知県 名古屋市 |
| 大井物流センター  | 東京都 大田区  | 大阪支店   | 大阪府 大阪市  |
| 仙台支店      | 宮城県 仙台市  | 福岡支店   | 福岡県 福岡市  |

② 主要な子会社

| 名称                  | 所在地      |
|---------------------|----------|
| 合同会社西山荘C. C. マネジメント | 東京都 千代田区 |
| 丸万（香港）有限公司          | 香港       |
| 丸万（上海）体育用品貿易有限公司    | 中華人民共和国  |
| 丸万（北京）商貿有限公司        | 中華人民共和国  |

(10) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|-------------|
| 国内ゴルフ事業  | 92 (20) 名 | 1名減 (2名増)   |
| 健康食品関連事業 | 25 (1)    | 1名増 (－)     |
| 輸出関連事業   | 20 (－)    | 7名減 (－)     |
| ゴルフ場運営事業 | 19 (24)   | 3名減 (2名減)   |
| 全社（共通）   | 12 (－)    | 4名増 (－)     |
| 合計       | 168 (45)  | 6名減 (－)     |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 139 (20) 名 | 2名増 (－)   | 45.2歳 | 15.4年  |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均員数を外数で記載しております。

(11) 企業集団の主要な借入先（平成27年9月30日現在）

単位：百万円

| 借入先                       | 借入額   |
|---------------------------|-------|
| V o l g a 合 同 会 社         | 1,447 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 300   |

2. 会社の株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,500,000株

(2) 発行済株式の総数 12,253,709株

(3) 株主数 10,021名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数     | 持株比率   |
|-------------------------|---------|--------|
| 株式会社COSMO&Company       | 3,090千株 | 25.21% |
| 許京秀                     | 1,104千株 | 9.01%  |
| パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社 | 995千株   | 8.11%  |
| ドリーム8号投資事業有限責任組合        | 505千株   | 4.12%  |
| 日本証券金融株式会社              | 489千株   | 3.99%  |
| 福岡 慎二                   | 100千株   | 0.81%  |
| 松井証券株式会社                | 92千株    | 0.75%  |
| 小川 久哉                   | 90千株    | 0.73%  |
| 大西 一男                   | 90千株    | 0.73%  |
| マルマン社員持株会               | 64千株    | 0.52%  |

（注）持株比率は、自己株式（425株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当該事業年度中に、職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

- ① 平成27年6月10日付け取締役会決議に基づき発行した、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容は、以下のとおりであります。

|                                         |                                                                                              |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債の総額                                   | 2億円                                                                                          |
| 各社債の金額                                  | 500万円の1種                                                                                     |
| 利率                                      | 本社債には利息を付さない。                                                                                |
| 社債の発行日                                  | 平成27年6月26日                                                                                   |
| 償還の方法及び期日                               | 本社債は、平成29年6月28日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。                                                    |
| 募集方法                                    | 第三者割当の方法により、ドリーム8号投資事業有限責任組合に全て割当てる。                                                         |
| 「新株予約権の内容」                              |                                                                                              |
| 社債に付された新株予約権の総数                         | 40個                                                                                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                      | ○新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。<br>○新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を204円に定める転換価額で除して得られる数とする。 |
| 新株予約権の払込金額                              | 新株予約権と引き換えの払込は要しない。                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額            | ○新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。<br>○転換価額は204円。                     |
| 新株予約権の行使期間                              | 平成27年6月26日～平成29年6月28日                                                                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における、増加する資本金及び資本準備金 | 1. 資本金 100,000,000円<br>2. 資本準備金 100,000,000円                                                 |

- ② 平成27年6月10日付け取締役会決議に基づき発行した、第1回新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

|                                       |                                                  |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                              | 45個                                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                    | 普通株式1,080,000株<br>(新株予約権1個につき24,000株)            |
| 新株予約権の払込金額                            | 新株予約権1個当たり73,488円                                |
| 新株予約権の払込期日                            | 平成27年6月26日                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                | 1株につき220円                                        |
| 新株予約権の行使期間                            | 平成27年6月29日～平成29年6月28日                            |
| 新株予約権の行使により株式発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 1. 資本金 118,800,000円<br>2. 資本準備金 118,800,000円     |
| 割当先                                   | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を、ドリーム8号投資事業有限責任組合へ割当てた。 |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                          |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 許 京 秀     | COSMO新素材(株)代表取締役<br>(株)COSMO&Company取締役<br>COSMO&Company Inc.取締役 |
| 代表取締役社長   | 出 山 泰 弘   |                                                                  |
| 専 務 取 締 役 | 盧 康 九     | 経営管理本部長                                                          |
| 常 務 取 締 役 | 筋 野 秀 樹   | 製造開発グループ長                                                        |
| 取 締 役     | 石 上 晴 康   | 石上法律事務所                                                          |
| 取 締 役     | 永 井 猛     | 早稲田大学大学院商学研究科教授                                                  |
| 取 締 役     | 金 錫 根     | (株)マルマンコリア代表取締役                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 内 幸 三 郎 | (株)多摩川ホールディングス取締役                                                |
| 監 査 役     | 橋 本 誠 志   | (株)パークサイド会計コンサルティング代表取締役                                         |
| 監 査 役     | 樋 口 俊 輔   | 税理士法人樋口税務事務所代表社員<br>地盤ネット(株)監査役                                  |

- (注) 1. 取締役石上晴康氏、永井猛氏及び金錫根氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役橋本誠志氏及び樋口俊輔氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役橋本誠志氏及び樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は取締役石上晴康氏及び永井猛氏、監査役樋口俊輔氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当期中に退任した取締役

| 氏 名   | 退 任 日       | 退任事由 | 退任時の地位及び担当等 |
|-------|-------------|------|-------------|
| 具 祐 鎮 | 平成26年10月31日 | 辞任   | 社外取締役       |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                 | 支 給 人 員    | 支 給 額           | 摘 要       |
|---------------------|------------|-----------------|-----------|
| 取 締 役<br>(うち、社外取締役) | 8名<br>(4名) | 54百万円<br>(3百万円) | (注) 1.2.4 |
| 監 査 役<br>(うち、社外監査役) | 3名<br>(2名) | 10百万円<br>(2百万円) | (注) 3     |
| 合 計                 | 11名        | 64百万円           |           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年12月21日開催の第7回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額は、月額100百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を除く）であります。
3. 平成14年12月30日開催の第3回定時株主総会で決議された監査役の報酬限度額は、月額20百万円以内であります。
4. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）であります。上記取締役の報酬等の支給人員と相違しておりますのは、平成26年10月31日付けで辞任した社外取締役1名が含まれているためであります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分        | 氏名      | 兼職先法人等名                  | 兼職の内容       |
|-----------|---------|--------------------------|-------------|
| 社 外 取 締 役 | 石 上 晴 康 | 石上法律事務所                  | 弁護士         |
| 社 外 取 締 役 | 永 井 猛   | 早稲田大学大学院商学研究科            | 教授          |
| 社 外 取 締 役 | 金 錫 根   | (株)マルマンコリア               | 代表取締役       |
| 社 外 監 査 役 | 橋 本 誠 志 | (株)パークサイド会計コンサルティング      | 代表取締役       |
| 社 外 監 査 役 | 樋 口 俊 輔 | 税理士法人樋口税務事務所<br>地盤ネット(株) | 代表社員<br>監査役 |

(注) 当社と各上記兼職先法人等との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 石 上 晴 康 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席し、弁護士として専門的見地から、適宜発言を行っております。                                                                                                         |
| 社 外 取 締 役 | 永 井 猛   | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、マーケティングの専門家としての見地から、適宜発言を行っております。                                                                                                   |
| 社 外 取 締 役 | 金 錫 根   | 平成26年12月就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、国際的な見識と経営全般に関する豊富な知識を活かした発言を適宜行っております。                                                                                 |
| 社 外 監 査 役 | 橋 本 誠 志 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち19回、監査役会4回のうち4回に出席し、財務及び会計の高度な知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べ、また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じ、他の監査役が行った監査についての質問と意見を述べております。 |
| 社 外 監 査 役 | 樋 口 俊 輔 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査役会4回のうち4回に出席し、財務及び会計の高度な知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べ、また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じ、他の監査役が行った監査についての質問と意見を述べております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、いずれの契約も金1,200千円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

清和監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                          |          |
|------------------------------------------|----------|
|                                          | 清和監査法人   |
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 24,000千円 |
| 2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為の有無のほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他職務の実施に関する体制を特に考慮し、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、我々が培ってきた技術や資源を活用し、ゴルフ用品関連事業と健康食品関連事業を通じて、「すべての人々が健康に生活できること」を実現することを経営の基本方針としております。

この経営方針を実現するために当社グループでは、以下のとおり、内部統制システムの整備を推進しております。

#### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ全体の業務執行が適正かつ健全に行われるよう、当社及び子会社の取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努めています。また、監査役会は当社グループの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めています。

#### ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社の取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他職務の遂行に係る情報を文章管理規程、稟議・申請規程等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。役員の要求があるときは、いつでも閲覧に供せるように管理しています。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについての管理責任部署を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。危機が発生・発見された場合には対策本部の設置をするなど、迅速な対応を行い損害の拡大防止に努めるものとします。監査役及び内部監査チームは定期的に業務執行状況の監査を実施し、損失の危機に繋がりをうるリスクの洗い出し、評価、リスクに対する対応状況を確認します。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び半年後の経営計画を策定しています。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っています。また、意思決定プロセスのより一層の適正化を図るため、取締役会への弁護士、及びその他の専門家の出席を確保しています。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令、定款、その他社内規程及び社会通念などを遵守した行動をとるための倫理規定、行動規範等の作成作業を推し進めており、その周知徹底と規範等の遵守と推進を図っています。

- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営管理本部は、子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、当社と子会社とが健全な発展と相互業績向上を図るために「関係会社管理規程」に従い、事業内容の定期的な報告を受け、総括的な管理をしています。

内部監査チームを設け、当社グループに内在する諸問題または重大なリスクをともし、事象の発見に努め、グループ全体の利益を守る見地からグループ各社の業務執行の適正性を確保しています。なお、内部監査チームは当社の内部監査機能を併せ持っています。

- ⑦ 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項

当社及び子会社の監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等からの指揮命令は受けないものとしております。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、職務執行に関して重大な法令ないし定款違反もしくは不正の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、随時、監査役会に報告することになっています。当社及び子会社の取締役または使用人は、業務運営あるいは重要な影響を及ぼす決定を行ったときは、遅滞なく監査役会に報告することになっています。また、内部監査チーム長は内部監査終了ごとに監査の方法及び結果の概要を監査役会に報告することになっています。監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図っております。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要と考える業務執行会議への監査役の出席を確保しています。

当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ 反社会的勢力の排除について

当社は暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を反社会的勢力と定義し、この反社会的勢力と資金提供や裏取引その他一切の関係を持たず、反社会的勢力の被害については毅然とした態度で応じることを基本方針としております。

具体的な行動としては、倫理規範において当社役職員に上記方針を徹底するとともに、コンプライアンス規程において詳細な対応条項を盛り込み、不当要求に一切応じないための体制を整えております。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、当社における業務の適正性を確保するための運用状況の概要は以下の通りです。

① 重要な会議の開催状況

当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社の取締役会を22回開催したほか、子会社の取締役が出席する会議を3回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討しました。

② 監査役の職務遂行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略会議及び経営会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査チームは、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループの利益配分に関する基本方針につきましては、当社グループの株主の皆様への利益配当を第一と考えた上で、財務体質と経営基盤及び今後の事業展開を総合的に勘案して決定しております。

なお、当期の配当につきましては、財務体質の改善を最優先といたしたく、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくこととしました。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部       |            |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
| 流 動 資 産   | 3,529,700  | 流 動 負 債       | 3,668,294  |
| 現金及び預金    | 319,478    | 支払手形及び買掛金     | 949,035    |
| 受取手形及び売掛金 | 1,533,685  | 短期借入金         | 2,243,013  |
| 商品及び製品    | 1,034,180  | リース債務         | 15,757     |
| 仕掛品       | 45,689     | 未払金           | 268,589    |
| 原材料及び貯蔵品  | 552,191    | 未払法人税等        | 6,692      |
| その他       | 132,312    | 返品調整引当金       | 57,735     |
| 貸倒引当金     | △87,836    | 製品保証引当金       | 13,111     |
| 固 定 資 産   | 1,150,877  | その他           | 114,358    |
| 有形固定資産    | 719,623    | 固 定 負 債       | 460,575    |
| 建物及び構築物   | 144,361    | 長期借入金         | 147,054    |
| 機械装置及び運搬具 | 21,221     | 新株予約権付社債      | 195,000    |
| 工具器具及び備品  | 28,533     | 製品保証引当金       | 15,575     |
| 土地        | 517,756    | 訴訟損失引当金       | 37,995     |
| リース資産     | 7,751      | リース債務         | 45,363     |
| 無形固定資産    | 20,224     | 資産除去債務        | 8,805      |
| ソフトウェア    | 17,481     | その他           | 10,780     |
| その他       | 2,743      | 負 債 合 計       | 4,128,870  |
| 投資その他の資産  | 411,028    | 純 資 産 の 部     |            |
| 投資有価証券    | 56,919     | 株 主 資 本       | 595,789    |
| 固定化営業債権   | 710,239    | 資 本 金         | 1,198,992  |
| 長期未収入金    | 427,051    | 資 本 剰 余 金     | 764,630    |
| その他       | 278,131    | 利 益 剰 余 金     | △1,367,667 |
| 貸倒引当金     | △1,061,312 | 自 己 株 式       | △166       |
| 繰 延 資 産   | 10,132     | その他の包括利益累計額   | △37,255    |
| 開 業 費     | 10,132     | その他有価証券評価差額金  | △26        |
| 資 産 合 計   | 4,690,711  | 為替換算調整勘定      | △37,229    |
|           |            | 新 株 予 約 権     | 3,306      |
|           |            | 純 資 産 合 計     | 561,840    |
|           |            | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,690,711  |

# 連結損益計算書

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |           |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 6,393,787 |
| 売 上 原 価                     |         | 3,793,033 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,600,753 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 2,458,145 |
| 営 業 利 益                     |         | 142,608   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 400     |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益         | 2,685   |           |
| 為 替 差 益                     | 31,971  |           |
| そ の 他                       | 19,115  | 54,173    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 利 息                     | 119,327 |           |
| 社 債 発 行 費                   | 29,601  |           |
| そ の 他                       | 9,709   | 158,638   |
| 経 常 利 益                     |         | 38,143    |
| 特 別 利 益                     |         |           |
| 匿 名 組 合 投 資 利 益             | 29,778  |           |
| そ の 他                       | 66      | 29,844    |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 15,997  | 15,997    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 51,990    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 9,041   | 9,041     |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 42,948    |
| 当 期 純 利 益                   |         | 42,948    |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

|                                         | 株 主 資 本   |         |            |         |         |
|-----------------------------------------|-----------|---------|------------|---------|---------|
|                                         | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 平成26年10月1日残高                            | 1,196,492 | 762,130 | △1,410,616 | △166    | 547,840 |
| 連結会計年度中の変動額                             |           |         |            |         |         |
| 新 株 の 発 行                               | 2,500     | 2,500   |            |         | 5,000   |
| 当 期 純 利 益                               |           |         | 42,948     |         | 42,948  |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |         |            |         | —       |
| 連結会計年度中の変動額合計                           | 2,500     | 2,500   | 42,948     | —       | 47,948  |
| 平成27年9月30日残高                            | 1,198,992 | 764,630 | △1,367,667 | △166    | 595,789 |

|                                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                       | 新 株 予 約 権 | 純資産合計   |
|-----------------------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|-----------|---------|
|                                         | その他有価証券評<br>価 差 額 金   | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |         |
| 平成26年10月1日残高                            | △10                   | △31,444            | △31,455               | —         | 516,385 |
| 連結会計年度中の変動額                             |                       |                    |                       |           |         |
| 新 株 の 発 行                               |                       |                    |                       |           | 5,000   |
| 当 期 純 利 益                               |                       |                    |                       |           | 42,948  |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | △16                   | △5,784             | △5,800                | 3,306     | △2,493  |
| 連結会計年度中の変動額合計                           | △16                   | △5,784             | △5,800                | 3,306     | 45,454  |
| 平成27年9月30日残高                            | △26                   | △37,229            | △37,255               | 3,306     | 561,840 |

# 貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |            | 負 債 の 部        |            |
|----------|------------|----------------|------------|
| 科 目      | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
| 流 動 資 産  | 3,378,675  | 流 動 負 債        | 3,590,358  |
| 現金及び預金   | 267,691    | 支払手形           | 384,022    |
| 受取手形     | 81,875     | 買掛金            | 550,179    |
| 売掛金      | 1,408,999  | 短期借入金          | 739,068    |
| 商品及び製品   | 913,941    | 一年以内返済予定の長期借入金 | 1,503,944  |
| 仕掛品      | 45,689     | 未払金            | 224,171    |
| 原材料及び貯蔵品 | 552,191    | 未払費用           | 73,441     |
| 前払費用     | 27,123     | 未払法人税等         | 6,550      |
| 未収入金     | 24,170     | 預り金            | 27,081     |
| 短期貸付金    | 28,746     | リース債務          | 6,828      |
| その他の     | 44,288     | 返品調整引当金        | 57,735     |
| 貸倒引当金    | △16,041    | 製品保証引当金        | 13,111     |
| 固 定 資 産  | 1,267,154  | その他の           | 4,222      |
| 有形固定資産   | 50,149     | 固 定 負 債        | 409,627    |
| 建物       | 12,106     | 長期借入金          | 146,740    |
| 機械装置     | 7,951      | 新株予約権付社債       | 195,000    |
| 車両運搬具    | 0          | 製品保証引当金        | 15,575     |
| 工具器具備品   | 22,340     | 訴訟損失引当金        | 37,995     |
| リース資産    | 7,751      | リース債務          | 1,310      |
| 無形固定資産   | 16,341     | 資産除去債務         | 8,805      |
| 電話加入権    | 154        | その他の           | 4,200      |
| ソフトウェア   | 16,187     | 負 債 合 計        | 3,999,986  |
| 投資その他の資産 | 1,200,663  | 純 資 産 の 部      |            |
| 投資有価証券   | 1,092      | 株 主 資 本        | 642,563    |
| 関係会社株式   | 189,107    | 資 本 金          | 1,198,992  |
| 破産更生債権等  | 49,751     | 資 本 剰 余 金      | 764,630    |
| 長期前払費用   | 474        | 資 本 準 備 金      | 764,630    |
| 固定化営業債権  | 1,086,156  | 利 益 剰 余 金      | △1,320,893 |
| 差入保証金    | 28,384     | その他利益剰余金       | △1,320,893 |
| 長期貸付金    | 992,080    | 繰越利益剰余金        | △1,320,893 |
| 長期未収入金   | 427,090    | 自 己 株 式        | △166       |
| その他の     | 15,675     | 評価・換算差額等       | △26        |
| 貸倒引当金    | △1,589,150 | その他有価証券評価差額金   | △26        |
| 資 産 合 計  | 4,645,830  | 新 株 予 約 権      | 3,306      |
|          |            | 純 資 産 合 計      | 645,844    |
|          |            | 負 債 純 資 産 合 計  | 4,645,830  |

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       | 金 額       |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           | 5,948,369 |
| 売 上 原 価               |           |           |
| 製 品 売 上 原 価           | 2,145,964 |           |
| 商 品 売 上 原 価           | 1,292,506 | 3,438,471 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額   | 62,494    |           |
| 返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額   | 57,735    | △4,758    |
| 売 上 総 利 益             |           | 2,514,657 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 2,266,725 |
| 営 業 利 益               |           | 248,930   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 7,403     |           |
| 受 取 配 当 金             | 10        |           |
| そ の 他                 | 12,390    | 19,804    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 118,067   |           |
| 売 上 割 引               | 2,145     |           |
| 為 替 差 損               | 8,539     |           |
| 手 形 売 却 損             | 2,658     |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 8,241     |           |
| 社 債 発 行 費             | 29,601    |           |
| そ の 他                 | 933       | 170,186   |
| 経 常 利 益               |           | 98,549    |
| 特 別 利 益               |           |           |
| 匿 名 組 合 投 資 利 益       | 29,778    |           |
| そ の 他                 | 66        | 29,844    |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 221       |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 123       | 345       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 128,048   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 8,899     | 8,899     |
| 当 期 純 利 益             |           | 119,149   |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年10月1日  
至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

|                                            | 株 主 資 本   |           |               |                               |               |      |           |
|--------------------------------------------|-----------|-----------|---------------|-------------------------------|---------------|------|-----------|
|                                            | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金                     |               | 自己株式 | 株 主 資 本 計 |
|                                            |           | 資本準備金     | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰越利益剰余金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |      |           |
| 平成26年10月1日残高                               | 1,196,492 | 762,130   | 762,130       | △1,440,042                    | △1,440,042    | △166 | 518,414   |
| 事業年度中の変動額                                  |           |           |               |                               |               |      |           |
| 新 株 の 発 行                                  | 2,500     | 2,500     | 2,500         |                               |               |      | 5,000     |
| 当 期 純 利 益                                  |           |           |               | 119,149                       | 119,149       |      | 119,149   |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の事業年度中の変<br>動 額 ( 純 額 ) |           |           |               |                               |               | —    | —         |
| 事業年度中の変動額合計                                | 2,500     | 2,500     | 2,500         | 119,149                       | 119,149       | —    | 124,149   |
| 平成27年9月30日残高                               | 1,198,992 | 764,630   | 764,630       | △1,320,893                    | △1,320,893    | △166 | 642,563   |

|                                            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------------------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                            | その他有価証券評価差<br>額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成26年10月1日残高                               | △10             | △10                    | —         | 518,404   |
| 事業年度中の変動額                                  |                 |                        |           |           |
| 新 株 の 発 行                                  |                 |                        |           | 5,000     |
| 当 期 純 利 益                                  |                 |                        |           | 119,149   |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の事業年度中の変<br>動 額 ( 純 額 ) | △16             | △16                    | 3,306     | 3,290     |
| 事業年度中の変動額合計                                | △16             | △16                    | 3,306     | 127,439   |
| 平成27年9月30日残高                               | △26             | △26                    | 3,306     | 645,844   |

# 連結計算書類にかかる会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

マルマン株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルマン株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月24日開催の取締役会において、株式会社マルマンプロダクツからマウスケア商品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類にかかる会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

マルマン株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルマン株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月24日開催の取締役会において、株式会社マルマンプロダクツからマウスケア商品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月24日

|                 |      |
|-----------------|------|
| マルマン株式会社        | 監査役会 |
| 常勤監査役 宮 内 幸三郎 ㊞ |      |
| 社外監査役 橋 本 誠 志 ㊞ |      |
| 社外監査役 樋 口 俊 輔 ㊞ |      |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開、及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90条）が平成27年5月1日に施行され、新たに、社外取締役ではない取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役ではない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役において、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第32条と第43条の一部を変更するものであります。

なお現行定款第32条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の日程

本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

##### 3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更部分を下線で示します）

| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 （条文省略）<br><br>（目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 次の物品の製造、販売および輸出入業<br><br>（現行定款第2条1(22)より移動）<br><br>（現行定款第2条3より移動）<br><br>（現行定款第2条1(7)より移動） | 第1条 （現行通り）<br><br>（目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 次の物品の製造、販売、 <u>（通信販売を含む。）</u> および輸出入<br><br><u>（1）</u> 各種スポーツおよび娯楽に使用する用具、用品、衣類等用品雑貨<br><br><u>（2）</u> ゴルフ、テニス等の練習機器および健康機器<br><br><u>（3）</u> 計量器・測定器・光学機械等精密機械器具 |

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (現行定款第2条1(11)より移動)                                                                    | <u>(4)健康食品、酒類、菓子、その他の食料品および飲料水、清涼飲料水その他の飲料</u>                                  |
| <u>(1)金、銀、白金等および宝石</u>                                                                | (削除)                                                                            |
| <u>(2)銅、鉄、アルミニウム、その他貴金属地金</u>                                                         | (削除)                                                                            |
| <u>(3)宝石細工品、室内装飾品</u>                                                                 | (削除)                                                                            |
| <u>(4)金属プレス製品</u>                                                                     | (削除)                                                                            |
| (5)喫煙具、装身具、装飾品その他身辺用細貨類<br>(現行定款第2条1(16)より移動)<br>(現行定款第2条4より移動)<br>(現行定款第2条1(17)より移動) | (5)喫煙具、禁煙用品、装身具、装飾品その他身辺用細貨類<br>(6)家庭用電気製品<br>(7)事務用物品、日用雑貨                     |
| <u>(6)医療用機械器具、時計・同部分品、眼鏡等精密機械器具、電気機械器具、自動販売機、輸送用機械器具、保安用機械器具</u>                      | <u>(8)医薬品、医薬部外品、化粧品、油脂加工品等化学工業品、化学薬品</u><br><u>(9)医療用機械器具、時計・同部分品、眼鏡等精密機械器具</u> |
| <u>(7)計量器・測定器・光学機械等精密機械器具</u>                                                         | (変更案 第2条1(3)へ移動)                                                                |
| <u>(8)圧延機械、線引器、製缶器、プレス機械、せん断器、鍛造機、溶接機、巻線機、繊維機械</u>                                    | (削除)                                                                            |
| <u>(9)ポンプ・同装置、空気圧縮機、送風機</u>                                                           | (削除)                                                                            |
| <u>(10)金属加工機械、食料品加工機械等一般機械器具</u>                                                      | (削除)                                                                            |
| <u>(11)健康食品、酒類、菓子、その他食料品および飼料</u>                                                     | (変更案 第2条1(4)へ移動)                                                                |
| <u>(12)家具、建具、その他装備品、家庭用雑貨、建築用資材</u>                                                   | (削除)                                                                            |
| <u>(13)機械工具、手道具、食品調理用具、農業用機械器具等一般金属および建築用金属製品</u>                                     | (削除)                                                                            |
| <u>(14)書画、絵画等の美術品および骨とう品、楽器類、文房具、玩具</u>                                               | (削除)                                                                            |
| <u>(15)種苗、種実、植木、花、庭石、燈籠等庭園用品</u>                                                      | (削除)                                                                            |
| <u>(16)家庭用電気製品</u>                                                                    | (変更案 第2条1(6)へ移動)                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                | 変 更 案                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (17)医薬品、医薬部外品、化粧品、油脂加工品等化学工業品                                                                                                          | (変更案 第2条1(8)へ移動)                          |
| (18)化学薬品、農業用薬品                                                                                                                         | (削除)                                      |
| (19)通信機器、情報処理機器                                                                                                                        | (削除)                                      |
| (20)電子計算機・同附属装置                                                                                                                        | (削除)                                      |
| (21)油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料                                                                                                            | (削除)                                      |
| (22)各種スポーツ及びゲーム・玩具等娯楽に使用する用具、用品、衣類等用品<br>雑貨<br>(新設)<br>(新設)<br>(現行定款第2条2より移動)<br>(現行定款第2条33より移動)<br>(現行定款第2条47より移動)<br>(現行定款第2条48より移動) | (変更案 第2条1(1)へ移動)                          |
| 2. 各種スポーツ等の研修、教習、競技会の企画、運営、管理                                                                                                          | 2. ゴルフ場、各種スポーツ施設の経営                       |
| 3. ゴルフ、テニス等の練習機器および健康機器の製造、販売                                                                                                          | 3. ゴルフ場、各種スポーツ施設の会員権の売買および仲介              |
| 4. 飲料水、事務用物品、日用雑貨の販売および輸出入業                                                                                                            | 4. 各種スポーツ等の研修、教習および競技会の企画、運営および管理         |
| 5. コンピューターに関するソフトウェアの作成、企画および販売                                                                                                        | 5. 雑誌、書籍、その他の印刷物の企画・製作および販売               |
| 6. コンピューターによる情報処理並びに情報提供に関する業務                                                                                                         | 6. 前各項の事業に対する投資、融資または他人との共同経営             |
| 7. 倉庫業                                                                                                                                 | 7. 前各項の事業に関連または付帯する一切の事業<br>(変更案 第2条4へ移動) |
| 8. 商品の受発注および代金回収並びに売上金管理等の事務代行                                                                                                         | (変更案 第2条1(2)へ移動)                          |
| 9. 各種内外取引の代理、仲介業                                                                                                                       | (変更案 第2条1(7)へ移動)                          |
| 10. 損害保険および生命保険の代理業                                                                                                                    | (削除)                                      |
| 11. 各種金属及びスフ、レーヨン、ナイロン、ビニロン等化学製品の熱処理および溶融めっき業                                                                                          | (削除)                                      |

| 現 行 定 款                                                            | 変 更 案         |
|--------------------------------------------------------------------|---------------|
| 12. <u>貴金属、非鉄金属、鉄属等鉱業および精製、圧延業</u>                                 | (削除)          |
| 13. <u>不動産賃貸、売買、交換、およびその仲介ならびに所有、管理および利用</u>                       | (削除)          |
| 14. <u>音声、音楽、映像、映画、データ等の記録媒体の販売および賃貸</u>                           | (削除)          |
| 15. <u>電話回線、無線、ケーブルテレビ、通信衛星等の手段を使用した音声、音楽、映像、映画、データ等の情報提供サービス業</u> | (削除)          |
| 16. <u>コンピューターの技術教室およびカルチャー教室の経営ならびにビジネス教育事業</u>                   | (削除)          |
| 17. <u>インターネットによる競売の運営</u>                                         | (削除)          |
| 18. <u>自動車、オートバイ、自転車の販売および仲介</u>                                   | (削除)          |
| 19. <u>広告代理店業</u>                                                  | (削除)          |
| 20. <u>旅行代理店業</u>                                                  | (削除)          |
| 21. <u>市場調査および各種マーケティングリサーチの請負</u>                                 | (削除)          |
| 22. <u>企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画、およびそれらの斡旋、仲介</u>                   | (削除)          |
| 23. <u>経営に関するコンサルティング業</u>                                         | (削除)          |
| 24. <u>労働者派遣事業に基づく一般および特定労働者派遣事業、ならびに人材紹介業</u>                     | (削除)          |
| 25. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>                                       | (削除)          |
| 26. <u>電気通信サービス、放送サービスの加入手続に関する代理店業務</u>                           | (削除)          |
| 27. <u>電気通信機器の加工、取付工事、保守</u>                                       | (削除)          |
| 28. <u>有価証券の取得、保有、および運用等の投資業</u>                                   | (削除)          |
| 29. <u>投資事業組合の財産の運用および管理</u>                                       | (削除)          |
| 30. <u>子会社の管理業務</u>                                                | (削除)          |
| 31. <u>経理・財務・経営に関するコンサルタント業務</u>                                   | (削除)          |
| 32. <u>通信販売業務</u>                                                  | (変更案 第2条1へ移動) |

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 33. 雑誌、書籍、その他の印刷物の企画・製作及び販売                                             | (変更案 第2条5へ移動)                                                                                                 |
| 34. 人事採用活動に関する企画及びプロモーション業務                                             | (削除)                                                                                                          |
| 35. 人事採用活動に関する個人情報管理業務                                                  | (削除)                                                                                                          |
| 36. 人事採用活動に関する求人媒体作成、販売業務                                               | (削除)                                                                                                          |
| 37. 人事採用活動に付随する請負業務                                                     | (削除)                                                                                                          |
| 38. 飲食店業                                                                | (削除)                                                                                                          |
| 39. 金券ショップの経営                                                           | (削除)                                                                                                          |
| 40. パチンコ店の懸賞品及び景品の企画、購入及び販売業務                                           | (削除)                                                                                                          |
| 41. パチンコ店におけるコーヒー、ケーキ等の飲食物の販売請負業                                        | (削除)                                                                                                          |
| 42. チラシ、カタログ、ビデオ、パンフレット等の販売促進用品企画・製作並びに販売                               | (削除)                                                                                                          |
| 43. 声優、モデル、タレントの育成、斡旋、並びにマネージメント及びプロモート業務                               | (削除)                                                                                                          |
| 44. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物などの画像を付したものの）の企画、デザイン及び著作権、商標権、意匠の管理業務 | (削除)                                                                                                          |
| 45. キャラクターを付した衣料品、装身具、文房具、日用雑貨品などの製作および販売                               | (削除)                                                                                                          |
| 46. キャラクターの企画、開発、販売およびデザインの販売                                           | (削除)                                                                                                          |
| 47. 上記事業に対する投資、融資または他人との共同経営                                            | (変更案 第2条6へ移動)                                                                                                 |
| 48. 前各項前各号に関連または付帯する一切の事業<br>(新設)                                       | (変更案 第2条7へ移動)                                                                                                 |
|                                                                         | 8. 前各項の事業を営む会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株主または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する業務およびこれに関連または付帯する一切の事業 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条～第31条 （条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。</p> <p>第33条～第42条 （条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。</p> <p>（以下、省略）</p> | <p>第3条～第31条 （現行通り）</p> <p>（取締役の責任免除等）</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令に規定する最低責任限度額</u>とする。</p> <p>第33条～第42条 （現行通り）</p> <p>（監査役の責任免除等）</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令に規定する最低責任限度額</u>とする。</p> <p>（以下、省略）</p> |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 、 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 数 |
|------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1          | 許 京 秀<br>(昭和32年1月1日生)   | 昭和56年 1 月 株式会社 L G 商事入社<br>平成 7 年 1 月 L G 電子株式会社取締役<br>平成 9 年12月 株式会社コスモ産業代表取締役<br>平成15年 3 月 株式会社マルマンコリア代表取締役<br>平成16年 1 月 株式会社JFE&カパニー代表取締役<br>COSMO産業株式会社取締役<br>平成16年 2 月 COSMO化学株式会社取締役<br>平成19年 9 月 株式会社COSMO建設取締役<br>平成20年 2 月 COSMO Global取締役<br>平成20年 8 月 COSMO Global China代表取締役<br>平成21年 7 月 COSMO&Company Inc.取締役<br>(現任)<br>平成22年10月 COSMO新素材株式会社取締役<br>平成23年 3 月 株式会社COSMO&Company取締<br>役 (現任)<br>平成23年12月 当社取締役<br>平成25年12月 当社取締役会長 (現任)<br>平成26年 1 月 COSMO新素材株式会社代表取締<br>役 (現任) | 1,104,200株           |
| 2          | 出 山 泰 弘<br>(昭和35年6月5日生) | 昭和59年 4 月 株式会社マルマン (旧)入社<br>平成 8 年 7 月 マルマン®️株式会社 (旧) 前橋支店長<br>平成13年 5 月 マルマン®️株式会社 (新) 東京第5支<br>店長<br>平成14年 3 月 当社商品企画部課長<br>平成17年 7 月 当社東京第5支店長<br>平成19年 7 月 当社執行役員営業推進部長<br>平成19年12月 当社取締役<br>マルマン®️株式会社代表取締役社長<br>平成21年 4 月 当社営業本部長<br>平成22年 1 月 当社東日本営業統括部部长<br>平成24年 5 月 当社営業開発部部长<br>平成24年12月 当社代表取締役社長 (現任)                                                                                                                                                                           | 3,400株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略 歴、 地 位、 職 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 数 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 3         | 盧 康 九<br>(昭和33年6月25日生)   | 平成元年2月 LG電子株式会社入社<br>平成15年4月 同社OEM営業部部長<br>平成23年3月 株式会社COSMO&Company代表<br>取締役<br>平成23年12月 当社取締役<br>平成25年12月 当社専務取締役経営管理本部長（現<br>任）                                                                                                                                   | —                    |
| 4         | 筋 野 秀 樹<br>(昭和30年9月9日生)  | 昭和55年4月 マルマンゴルフ株式会社（旧）入社<br>平成13年5月 マルマンゴルフ株式会社（新）商品開<br>発部課長<br>平成14年3月 当社開発商品設計課課長<br>平成17年7月 当社台湾開発部部長<br>平成20年8月 当社開発部部長<br>平成24年12月 当社取締役開発部長<br>平成25年1月 当社取締役製造開発本部長<br>平成25年12月 当社常務取締役製造開発本部長<br>平成26年6月 当社常務取締役ゴルフ事業本部長<br>平成27年6月 当社常務取締役製造開発ゴルフ部長<br>（現任） | 2,300株               |
| 5         | 石 上 晴 康<br>(昭和23年2月28日生) | 昭和46年7月 日本輸出入銀行（現国際投資銀行）<br>入行<br>昭和56年4月 弁護士登録<br>西岡法律事務所入所<br>昭和59年4月 石上法律事務所開設（現任）<br>平成25年12月 当社社外取締役（現任）                                                                                                                                                        | —                    |
| 6         | 永 井 猛<br>(昭和25年6月13日生)   | 平成5年4月 早稲田大学システム科研究所教授<br>平成9年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究<br>科教授<br>平成25年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授<br>（現任）<br>平成25年12月 当社社外取締役（現任）                                                                                                                                                  | —                    |
| 7         | 金 錫 根<br>(昭和33年3月25日生)   | 昭和59年1月 LG電子株式会社入社<br>平成16年10月 株式会社コスモ&ホールディングス<br>代表取締役<br>平成18年1月 株式会社コスモ&カンパニー専務取<br>締役<br>平成21年10月 ジョンサンE&T代表取締役<br>平成25年12月 株式会社マルマンコア代表取締役<br>（現任）<br>平成26年12月 当社社外取締役（現任）                                                                                     | —                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 石上晴康氏、永井猛氏、金錫根氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

石上晴康氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、当社の経営全般に助力いただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

永井猛氏は、マーケティングの専門家として広範な知見に基づき、当社の経営に有益な助言等を頂けることから、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

金錫根氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社経営全般の監視に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

4. 当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、各社外取締役と締結しております。これにより現在社外取締役である石上晴康氏、永井猛氏及び金錫根氏と当社との間で当該契約を締結しております。当社は石上晴康、永井猛、金錫根の各氏が取締役を選任された場合は、社外取締役として当社との間で当該契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、金1,200千円または法令の定めによる最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 石上晴康氏及び永井猛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件をみたしており、独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定です。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する株式の数 |
|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1     | 宮内 幸三郎<br>(昭和24年2月16日生) | 昭和48年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社<br>昭和59年11月 新日本証券有限公司（香港）営業部長<br>平成元年4月 New Japan Merchant Bank (Singapore) 代表取締役社長<br>平成9年5月 New Japan Securities Europe 代表取締役<br>平成15年5月 個人事業開始<br>平成23年8月 株式会社COSMO&Company顧問<br>平成23年12月 当社常勤監査役（現任）<br>平成26年6月 株式会社多摩川ホールディングス社外取締役（現任） | —        |
| 2     | 樋口 俊輔<br>(昭和50年4月21日生)  | 平成13年10月 太田昭和セフィア監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所<br>平成17年4月 公認会計士登録<br>平成19年3月 税理士登録<br>平成21年2月 株式会社樋口会計事務所代表取締役（現任）<br>平成21年4月 税理士法人樋口税務事務所代表社員（現任）<br>平成23年6月 地盤ネット株式会社監査役（現任）<br>平成23年12月 当社社外監査役（現任）                                                                                | —        |
| 3     | 白 洪 煜<br>(昭和28年11月19日生) | 昭和55年1月 韓国外換銀行入行<br>平成9年5月 韓美銀行本店営業部部長<br>平成10年6月 韓美リース株式会社常務取締役<br>平成16年11月 韓国シティ銀行業務支援1部部長<br>平成22年10月 シティ信用情報株式会社代表取締役<br>平成23年12月 同社顧問（現任）                                                                                                                               | —        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 樋口俊輔氏、白洪煜氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

樋口俊輔氏は、公認会計士及び税理士として、上場企業や金融機関の法定監査のほか、財務、経営に関するコンサルティング業務等の豊富な経験を有しており、会計に関する高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の社外監査役として透明性の高い公平な経営監視に向け、有益な指摘や意見をいただくため、選任をお願いするものであります。

白洪煜氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験に基づき、当社の社外監査役として透明性の高い公平な経営監視に向け、有益な指摘や意見をいただくため、選任をお願いするものであります。

4. 当社は、現行定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である樋口俊輔氏、白洪煜氏が監査役に選任された場合は、当社との間で、当該契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、金1,200千円または法令の定めによる最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 樋口俊輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、<br>重要な兼職の<br>状況                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 水谷 繁幸<br>(昭和57年4月7日生) | 平成21年2月 弁護士登録<br>日比谷パートナーズ法律事務所入所<br>平成23年9月 合併より設立された東京神谷町綜合法<br>律事務所勤務(現任)<br>平成25年6月 中外鉱業株式会社監査役(現任) | —              |

(注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 水谷繁幸氏は、社外監査役の補欠監査役候補者として選任するものであります。

3. 同氏を補欠の社外監査役候補とした理由は、弁護士として高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4. 当社は、社外監査役が期待される役割を発揮できるよう現行定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより同氏が監査役に就任した場合は、当社との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は金1,200千円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

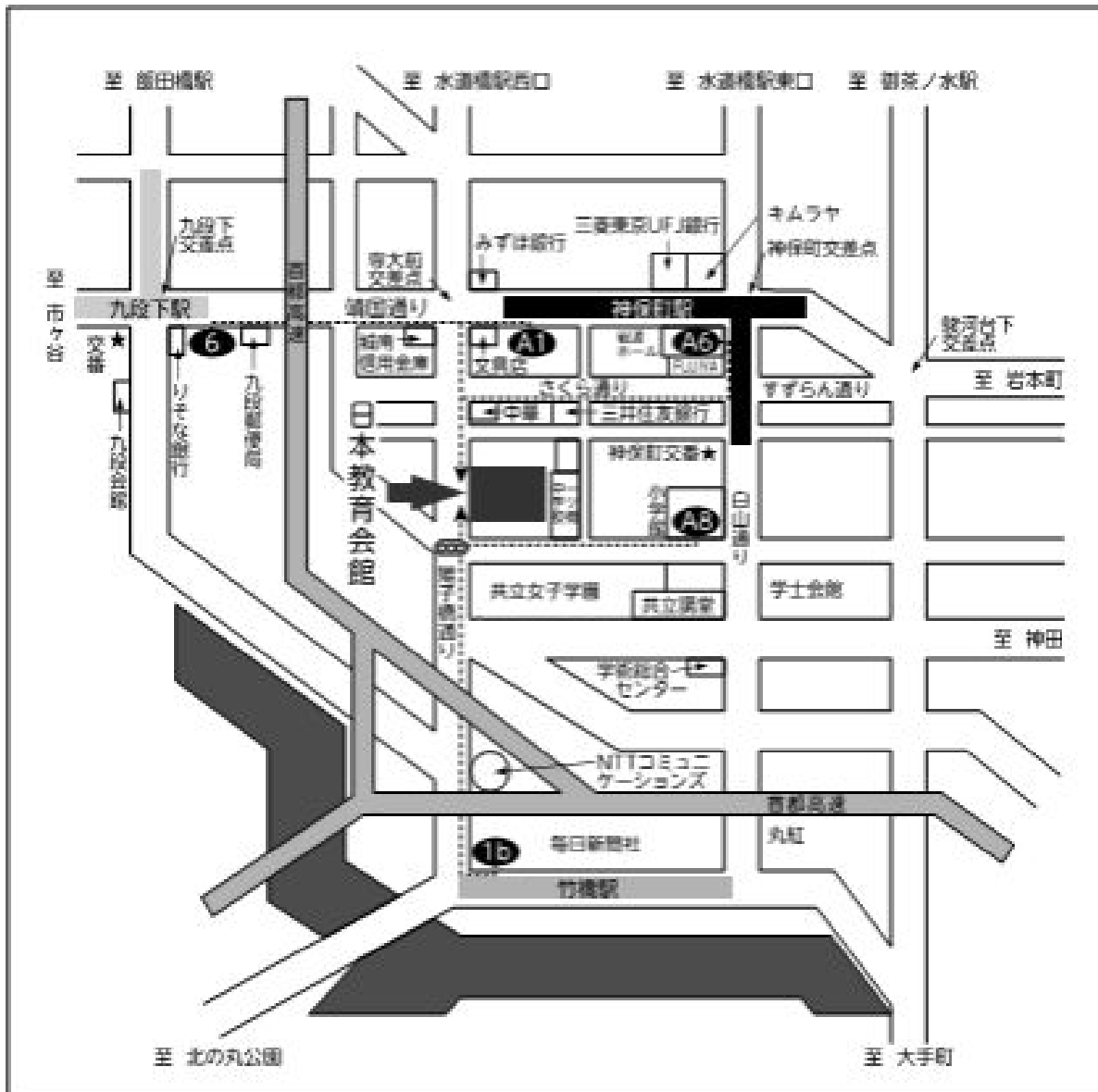
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
日本教育会館 806号室  
電話 03-3230-2831



### 《交通》

地下鉄 都営新宿線・東京メトロ半蔵門線 神保町駅(A1出口)より徒歩3分  
都営三田線 神保町駅(A8出口)より徒歩5分  
東京メトロ東西線 竹橋駅(北の丸公園側出口・1b)より徒歩5分  
東京メトロ東西線 九段下駅(6番出口)より徒歩7分  
J R 線 総武線 水道橋駅(西口出口)より徒歩15分

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。